

## 船舶事故調査報告書

平成23年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 石川 敏 行

事故種類	沈没
発生日時	平成22年12月16日 17時03分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市三浦海岸沖 三浦市所在の劔埼灯台から真方位347° 3.0海里付近 (概位 北緯35° 11.4′ 東経139° 39.8′)
事故調査の経過	平成22年12月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての操縦者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	手漕ぎボート（船名不詳） なし、個人所有 約2.37m×約1.16m×約0.4m（船底からガネル上縁までの高さ）、FRP なし、不詳
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 44歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 昭和61年12月15日 免許交付日 平成18年11月28日 (平成23年12月14日まで有効) 同乗者 男性 43歳
死傷者等	死亡 1人（操縦者）
損傷	本船は、1～2日後、海岸に打ち寄せられているところを回収され、廃棄処分された。
事故等の経過	本船は、三浦市にある三浦海岸の船揚場まで運ばれ、操縦者が中央部渡し板に座って2本の櫂で漕ぎ、同乗者が船尾渡し板に座り、船揚場から約100m沖にある長さ約35mの一文字防波堤付近に向かった。 本船は、約25～50m進んだところで船尾からの浸水が始まり、その後、一気に浸水量が増し、17時03分ごろ沈没した。 操縦者及び同乗者は、海岸に向かって泳ぎ始めたが、その途中で操縦者が動かなくなった。 同乗者は、操縦者を引いて泳ぎ、海岸で人工呼吸などの蘇生措置を施し、本船所有者に連絡して救急車を手配した。 操縦者は、救急車で病院に搬送されが、死亡が確認され、溺死と検案された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好、気温 約6.6℃、日没時刻 16時31分ごろ、月齢 約10日（当時は正中

	<p>の約1時間前)</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約0.8m、波 ほとんどなし、水温 19℃以下</p>	
その他の事項	<p>同乗者の体重は、約93kgであり、操縦者は、同乗者以上の体重であった。</p> <p>操縦者は、ジャンパーを着て長靴が付いたつなぎ（胴長靴）を履き、同乗者は、ウエットスーツを着ていた。</p> <p>操縦者は、動かなくなる前に胴長靴を脱いだ。</p> <p>2人は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>海図によれば、事故発生場所は約1～2mの水深である。</p> <p>あか汲み（船底に溜まった水を排出する用具）は、搭載されていなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船は、三浦海岸の船揚場沖をとう漕中、浸水したことから、沈没したものと考えられる。</p> <p>本船は、船尾から浸水を始めたが、同乗者を船尾から船体中央に移動させるなど、船尾喫水を減少させる措置をとっていれば、本事故の発生を回避できた可能性があるものと考えられる。</p> <p>本船が浸水した状況については、同乗者から十分な情報が得られなかったため、明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、溺死した。</p> <p>当時の搭載重量及び重心では、船尾の乾舷が約25cmとなり、推定喫水より1cm平行沈下するのに約16～19kgの重量を要することになるので、平行のまま沈下したとすれば、約400kg以上浸水したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、三浦海岸の船揚場沖をとう漕中、浸水したため、沈没したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命胴衣の着用</li> <li>・船の前後の適切な重量配分</li> <li>・あか汲み用具の搭載</li> </ul>	